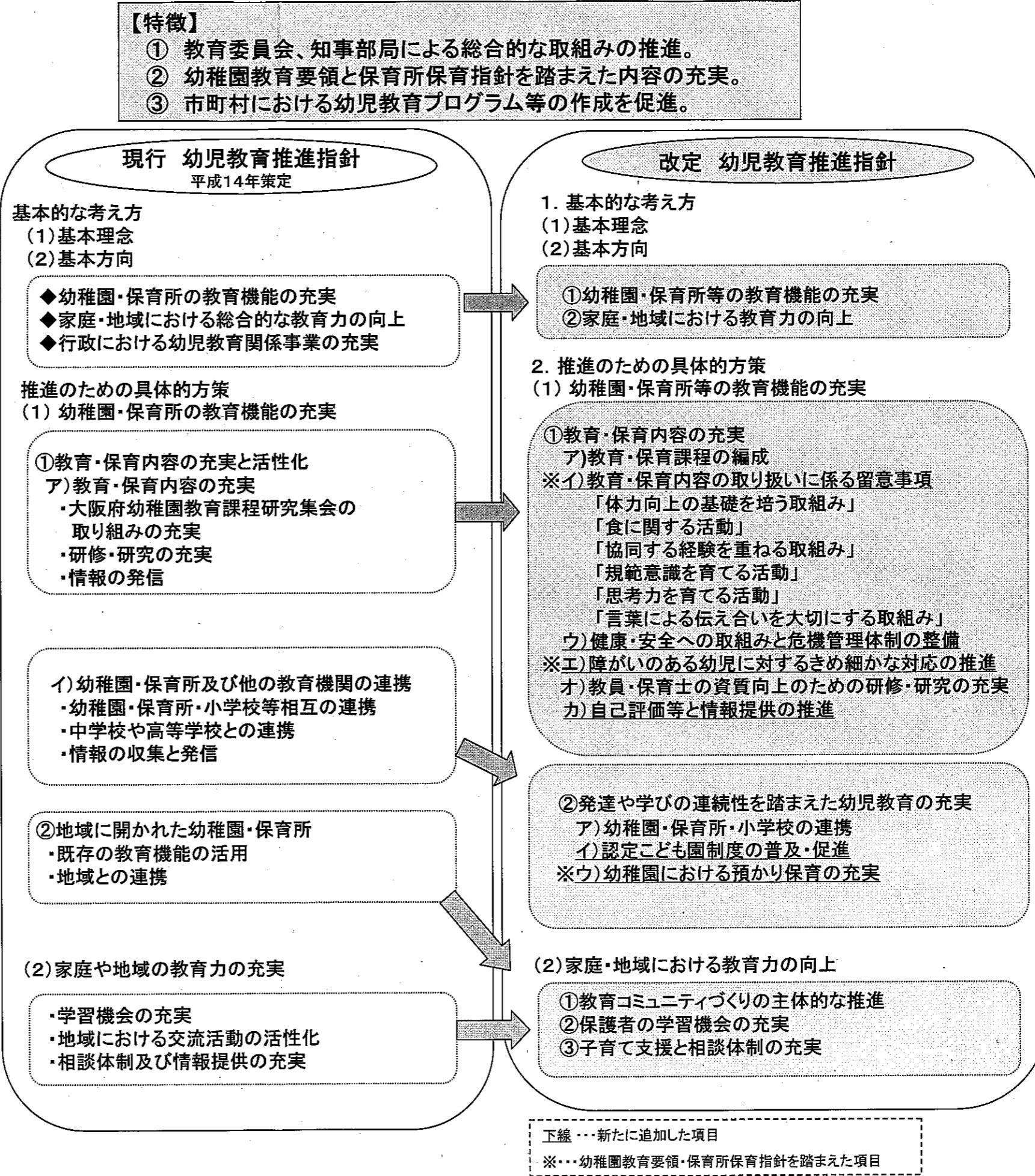
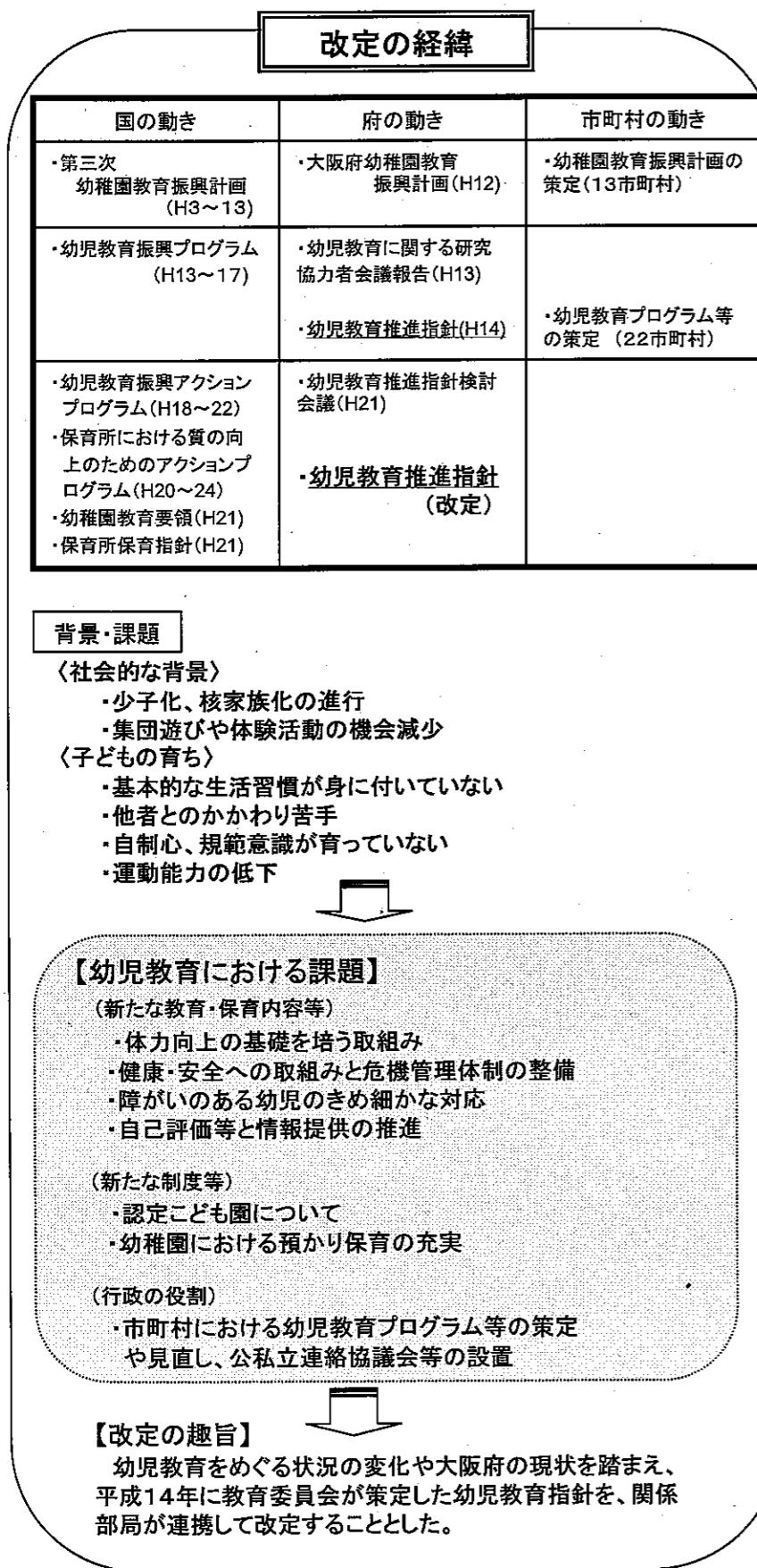


# 報 告 事 項 3

幼児教育推進指針の改定について

平成22年1月15日

## 幼児教育推進指針(改定)の概要



# **幼児教育推進指針**

**(案)**

**大阪府・大阪府教育委員会**

## 目 次

はじめに	··· 1
1. 基本的な考え方	
(1) 基本理念	··· 2
(2) 基本方向	··· 3
①幼稚園・保育所等の教育機能の充実	
②家庭・地域における教育力の向上	
2. 推進のための具体的方策	
(1) 幼稚園・保育所等の教育機能の充実	··· 5
①教育・保育内容の充実	
ア) 教育・保育課程の編成	
イ) 教育・保育内容の取り扱いに係る留意事項	
ウ) 健康・安全への取組みと危機管理体制の整備	
エ) 障がいのある幼児に対するきめ細かな対応の推進	
オ) 教員・保育士の資質向上のための研修・研究の充実	
カ) 自己評価等と情報提供の推進	
②発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実	··· 9
ア) 幼稚園・保育所・小学校の連携	
イ) 認定こども園制度の普及・促進	
ウ) 幼稚園における預かり保育の充実	
(2) 家庭・地域における教育力の向上	··· 10
①教育コミュニティづくりの主体的な推進	
②保護者の学習機会の充実	
③子育て支援と相談体制の充実	
推進にあたって	··· 12
用語解説	··· 13
幼稚園教育推進指針の概要	··· 17

## はじめに

近年の子どもの育ちの課題として、基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、他者とのかかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下していること等が指摘されている。その社会的背景として、少子化、核家族化が進行する中で、子どもどうしが集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合って活動する機会が減少する等、様々な体験の機会が失われているなどの問題があると考えられる。

国においては、平成18年の教育基本法の改正により、幼児期の教育に関する規定が新設されるとともに、平成19年には学校教育法において幼稚園の目的や目標などが改正された。さらに「幼稚園教育要領」の改訂や「保育所保育指針」の改定が行われ、とともに平成21年4月から施行された。また、幼児教育に関する総合的な行動計画である「幼児教育振興アクションプログラム」や「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」が策定されてきたところである。

このような、幼児教育をめぐる状況の変化を踏まえ、このたび平成14年に教育委員会が策定した幼児教育推進指針を、関係部局が連携して改定することとした。

本指針は、幼児教育を「幼児期の子どもの教育を担う機関（幼稚園・保育所等）をはじめ、家庭や地域における幼児期の子どもに対して行われる教育」としてとらえ、幼稚園・保育所等の教育機能の充実と家庭や地域の教育力の向上を図り、これからの中長期的な方向性と方策を示すものである。

今後、具体的な方策の実施にあたっては、国の幼児教育施策等を踏まえ、幼児教育の主たる担い手である市町村や設置者の理解と協力を得ながら、推進するものとする。

## 1. 基本的な考え方

### (1) 基本理念

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児期の子どもは、生活や遊びなどの具体的な活動を通して生きる力の基礎となる心情、意欲が育ち、習慣や態度を身に付ける。人間としての発達や社会の変化に主体的に対応し得る能力の育成等を図る上で、この時期に児童期・青年期の健やかな成長・発達を実現するための基盤として、「他者への基本的信頼感」、「自律性」、「自発性」を培う必要がある。

#### 「他者への基本的信頼感を培う」

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、他者への信頼感をもつ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるようになるなど、次第に自我が芽生える。

また、子どもは、大人との信頼関係をもとにして、子どもどうしの関係を持つようになる。この相互のかかわりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。

#### 「自律性を培う」

子どもは、発達状況や生活リズムにあわせて、自ら基本的な生活習慣を身に付けていこうとし、自分で自分を律することに喜びと自信を感じる。その過程を周囲の大人たちが励まし、支援することにより、子どもは活動の達成感から自分の力に対して自信を持ち、自律性を得ていくようになる。

#### 「自発性を培う」

子どもは、様々な活動を通して自信を持つことにより、自己主張をすることができるようになり、自発性が生まれてくる。また、子ども自身の興味・関心に基づく自発的な活動が他者から肯定的に評価されることにより、自尊感情が高まり、意欲的に物事に取り組むようになる。

幼児期にこれらの力を培い、子ども一人一人がかけがえのない存在として尊重され、それぞれの個性や能力を活かしていくために、発達に応じた様々な体験や多様な人との交流を一層推進していく必要がある。

そのため、子どもの育ちに直接影響を与える幼稚園・保育所等が、それぞれの教育機能等を高め、市町村をはじめ、地域・家庭が協働することにより、子どもの豊かな育ちと学びの充実をめざすことが重要である。

## (2) 基本方向

### ①幼稚園・保育所等の教育機能の充実

幼稚園・保育所は、とともに幼児期の子どもの教育を担う機関としての役割を有している。教育・保育内容については「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」に基づき整合性が図られており、今後一層、それぞれの内容の充実を図るとともに、互いに連携して、情報や課題の共有に努めることが重要である。

そのため、教育・保育課程の編成にあたっては、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」に示された新たな内容や留意事項を踏まえ、幼児一人一人の主体的な活動を促すように保育環境を構成するとともに、園内・園外研修の充実や自己評価などの推進を図るなど、教育機能の充実に向けて取り組むことが重要である。

また、小学校教育への円滑な接続のための連携として、授業や学校行事での幼児と児童の交流については多くの幼稚園・保育所で実施されているところであるが、幼稚園・保育所・小学校が教育・保育課程の編成について意見交換を行うなど小学校入学後の生活や学習を見通すための連携については、今後さらなる取組みが望まれる。

### ②家庭・地域における教育力の向上

家庭は「子どもの学び・育ちの原点」である。とりわけ、幼児期の子どもは、保護者の愛情を基盤とした安心感を持つことにより、他者を信じ、自分自身の生命や価値を実感することができるようになる。

しかしながら、社会の急激な変化などにより、地域における人間関係の希薄化や家庭における生活体験の減少が言われる中、家庭教育（子育て）に不安や負担感を感じる保護者が約半数にのぼることから、あらためて、保護者が自信と責任を持って家庭教育に取り組むことができる環境を整備し、機運を醸成することが重要である。

さらに、子どもの発達を支えるためには、幼稚園・保育所での体験が家庭や地域での生活に活かされ、家庭や地域で子どもが経験したことが幼稚園・保育所での生活に活かされていくことが重要である。

そのため、市町村には地域における家庭教育支援体制を構築することが求められており、府としては市町村における多様な学習・交流機会が提供されるよう支援する。

また、子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざして、学校・家庭・地域が一体となった「教育コミュニティ」づくりの一層の推進が必

要である。幼稚園・保育所は、地域における幼児教育機能としての役割や子育て家庭を支援する拠点としての役割を担うという観点から、子育て相談や園庭開放等、保護者の育ちの場と地域における交流の場としての機能を高めていくことが重要である。

その際、幼稚園・保育所は、家庭や市町村、保育や子育て支援に関わる地域の機関及び団体と密接な連携・協力を図り、地域の自然、人材、行事、施設などの資源を積極的に活用し、子どもの生活体験がより充実したものとなるよう配慮することが求められる。

## 2. 推進のための具体的方策

### (1) 幼稚園・保育所等の教育機能の充実

#### ①教育・保育内容の充実

幼児期の子どもは、生活の中で、自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる、豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度が培われる。

このため、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの長期的な発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域の協働により総合的に幼児教育を充実していくことが求められている。

府としては、教育・保育内容の充実のために、関係部局が連携しながら、各市町村の取組みについて、情報収集し、協議会、研修会等を通して情報提供に努める。

#### ア) 教育・保育課程の編成

「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」は、幼児教育の質の向上に向けて、教育・保育内容の整合性が図られた。教育課程、保育課程の編成にあたっては、幼稚園教育や、保育の目標に照らして幼児期にふさわしい生活が展開され、遊びを通しての総合的な指導や一人一人の特性に応じた指導を重視しなければならない。

#### イ) 教育・保育内容の取り扱いに係る留意事項

##### 「体力向上の基礎を培う取組み」

生涯にわたって、健康を維持し、積極的な学習活動や社会的活動に取り組み、豊かな生活を送るために、幼児期においては、自ら体を動かそうとする意欲を育てることが重要である。

そのため、幼児期に基本的な生活習慣を身に付けるとともに、体を動かす機会や環境を充実させ、幼児が十分に体を動かす気持ちよさを体験し、習得しておくことが望ましい基本的な動作（走る、跳ぶ、投げる等）や危険回避能力を身に付けるための取組みの推進が求められている。

##### 「食に関する活動」

子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、子ど

もの健康を支える基盤となる「食」は大変重要である。そのため、幼児期における望ましい食習慣の定着を図る、「食」に関する取組みを積極的に進めていくことが求められる。

その際、幼稚園・保育所と家庭が連携し、「食」の体験を広げることで、進んで食べようとする気持ちを育成することが重要である。

また、こうした取組みを進めるにあたっては、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うこと目標とし、食育の基本計画、食育のための環境、特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応に留意して実施しなければならない。

さらに、保護者にとっても、「食」の重要性を理解し、食事を作ること、子どもと一緒に食べることに喜びが持てるよう、食生活に関する体験や相談・助言の機会を提供することが望まれる。

加えて、地場農産物を給食で使用するなど身近な農産物を活用することは、食の大切さを感じる契機となることから、地産地消の取組みを進めることも望まれる。

### 「協同する経験を重ねる取組み」

幼児が互いにかかわりを深め、自ら行動する力を育てるとともに、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようになることが重要である。

そのため、教員・保育士は幼児の人とのかかわりにおける経験の違いを把握して、適切な援助を行うことが大切である。

### 「規範意識を育てる活動」

幼稚園・保育所では集団の生活を通して、幼児が他者とのかかわりを深めることによって規範意識が芽生える。このことを考慮し、幼児が教員や保育士との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすることが重要である。

### 「思考力を育てる活動」

幼児は、遊びの中で周囲の環境とかかわり、しだいに周囲の世界に好奇心を抱く。試行錯誤を行う中で、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にする必要がある。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考

えようとする気持ちが育つようになることが重要である。

#### 「言葉による伝え合いを大切にする取組み」

言葉は、身近な人に自分の感情や意志などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものである。幼児が自分の思いを言葉で伝えたり、教員・保育士や他の幼児などの話を興味をもって注意して聞くなど言葉による伝え合いができるようになることが重要である。

そのために、教員・保育士は子どもどうしがかわる機会を増やし、自らが相手の話の内容を理解したいという気持ちがもてるようには話を内容や話を聞く場の環境の構成を工夫することが望まれる。

### ウ) 健康・安全への取組みと危機管理体制の整備

子どもの生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の保育における基本となるため、一人一人の子どもの健康状態、発育及び発達状態に応じて、心身の健康の保持増進を図り、危険な状態の回避等に努めるとともに、疾病等への対応を踏まえ、保育する必要がある。その際、子ども自らが、健康と安全に関する技術を身に付け、心身の健康増進と健やかな生活を確立していくことが大切である。

また、疾病予防については、一人一人の子どもの状態に応じて、進めしていくことが必要であり、保護者が子どもの疾病について理解を深めるとともに、感染予防に心がけるために、適切な情報を伝え、啓発していくことが大切である。また、子どもの発達の特性や発達過程を踏まえ、起こりやすい事故を想定し、事故防止に努めることが求められる。

さらに、防犯・安全対策や感染症対策などの危機管理体制を確立し、子どもが安心して保育を受けられる環境の整備に努める必要がある。

### エ) 障がいのある幼児に対するきめ細かな対応の推進

学校教育法の改正により、幼稚園において、障がいのある幼児に対して障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。また、「幼稚園教育要領」においても、障がいのある幼児について、個々の幼児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。

保育所についても、「保育所保育指針」において、障がいのある幼児に対して、適切な対応を図ることが示された。そのため、幼稚園・保育所において、

家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、日々の保育で活用するなどして、障がいのある幼児一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図ることが必要である。

また、すべての障がいのある幼児に対して、一人一人の指導や支援の連續性を確保し、就学前から義務教育段階へのスムーズな移行に資するため、幼稚園、保育所と小学校等との連携を、より一層深めることが大切である。

障がいが重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、幼稚園・保育所においては、障がいに対する職員の理解を深めるための研修の充実、専門家による巡回相談の活用、また市町村においては特別支援教育支援員の配置など、園内支援体制の整備に努めることが重要である。

#### **オ) 教員・保育士の資質向上のための研修・研究の充実**

幼児教育においては、教員・保育士が子どもを大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うようにすることが大切である。また、子どもや保護者にかかるわっていくためには教員・保育士に対して専門性が求められ、自ら資質向上に努める必要がある。

そのため、幼稚園・保育所においては、日常の課題や人権の尊重について定期的・継続的に協議する体制づくりを行い、研修・研究を充実させるとともに、市町村においては、その環境整備に努める必要がある。

府としてはこれまで関係部局で連携しながら行ってきた人権研修を今後も実施し、その内容の充実に取り組むとともに、幼児教育などに取り組む機関が実施する研修への参加について、より広く情報提供し、教員・保育士の主体的な研修参加を促進する。

教育センターにおいては、幼児教育の課題に基づく研修内容の充実に努める。とりわけ、幼稚園新規採用教員研修では、園内・園外研修における研修内容の充実により、新規採用教員としての資質の向上を図る。また、カリキュラムNAV i プラザやカリナビ・ブランチでは、指導法などについての相談への対応や情報提供、教職員の自主的・主体的な研修活動の奨励・支援、特色ある実践について、情報収集及び成果の普及を行うなど、教職員の教育活動を支援する。

#### **カ) 自己評価等と情報提供の推進**

幼稚園・保育所においては、教育の水準の維持・向上のため、子どもの健やかな成長を育む観点から、自己点検・自己評価を充実するとともに、保護者や地域への情報提供に取り組むことが求められている。

これらの評価を行うにあたって幼稚園では、園長をはじめ、教職員のめざす理想、園の実情、前年度の学校評価の結果及び改善方策、保護者アンケートなどの結果を考慮し、重点的に取り組むべき目標や計画を具体的かつ明確に定めることが必要となる。

また、保育所は、保護者とのパートナーシップのもとで、子どもの健やかな育ちを保障し、より良い保育を展開していくために、自らの保育実践について多様な視点で振り返ることが求められる。また、自己評価に積極的に取り組むことにより、組織的・継続的により良い保育を作り上げていく必要がある。

## ②発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

幼児の生活の連続性、発達や学びの連続性を踏まえ、遊びを中心とした具体的な活動から学ぶ幼児期の教育から、教科学習が中心の小学校以降の教育への円滑な移行をめざすために、幼稚園・保育所と小学校との連携を強化しながら双方の教育の質の向上を図る必要がある。

### ア) 幼稚園・保育所・小学校の連携

幼児が小学校生活に期待感を持ち、一人一人が活き活きと自分らしさを發揮できるようにするために、小学校における幼児の体験入学や、幼児と児童が一緒に遊ぶなどの交流についても促進する必要がある。

また、幼稚園・保育所・小学校では、教員・保育士による合同の研修会、保育参観や授業参観などの交流を行い、情報の共有やそれぞれの教育課程、保育課程についての理解を深めることが必要である。

そのため、市町村においては、これら相互の連携がより円滑に展開されるよう、幼児教育の振興に関する協議機関を設置することが求められている。

府としては、小学校への円滑な接続を図るために、公立の幼稚園と小学校の研修交流について、今後も推進し、その成果を普及・促進していく。

なお、「幼稚園児指導要録」や、「保育所児童保育要録」については、発達や学びの連続性を確保するために、有効に活用することが大切である。

### イ) 認定こども園制度の普及・促進

認定こども園は、就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組みを充実させる新たな選択肢として導入された制度であり、その特性を活かした取組みを進めることが重要である。

また、様々な家庭環境の教育・保育の課題への対応や、地域における多様な保育のニーズに対応することが期待されることから、教員・保育士の資質の向上、地域の子育てに関する人材の育成に努めることが求められている。

府としては、国の動向も注視しつつ、既存の認定こども園での取り組み内容や、利用者の動向も踏まえ、市町村と連携しながら引き続き認定こども園制度の周知と普及・促進に努める。

#### ウ) 幼稚園における預かり保育の充実

幼稚園における預かり保育については、設置者が、各園や市町村の状況を踏まえて推進することが望まれる。その際、家庭や地域での幼児の生活も考慮した教育活動の計画の作成、家庭との緊密な連携、地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムも踏まえた実施日数や時間などの弹力的な運用、適切な指導体制の整備に努める必要がある。

### (2) 家庭・地域における教育力の向上

#### ①教育コミュニティづくりの主体的な推進

市町村や学校、その他の行政機関、地域の住民など、「教育コミュニティ」づくりに関わるすべての人が主体的に取り組んでいくことができる組織・体制づくりが大切である。とりわけ「教育コミュニティ」への幼稚園・保育所の参画を促進し、概ね0歳から15歳までの子どもを対象とした、地域の子どもを地域で育てる取組みを推進することが重要である。

府としては、これまで進めてきた「教育コミュニティ」の形成を基盤に地域が学校を支援する取組みを進めるため、各中学校区に地域の力を結集して学校支援地域本部を設置するとともに、校内に学校支援ボランティアなど地域人材の居場所づくりを促進する。

また、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、就寝時間、起床時間、家庭学習や食生活など、子どもの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進できるよう支援する。

#### ②保護者の学習機会の充実

保護者が自らの役割に気づき、それを果たせる環境を醸成するため、幼稚園・保育所が、地域の子育て（家庭教育）支援の拠点としての機能を持つとともに、市町村には地域における家庭教育支援体制を構築することが求められている。

そのため、幼稚園・保育所においては、子育て等に関する各種講座の開催や相談事業等の取組みを充実していくことが重要である。

府としては、親学習のさらなる促進、「家庭教育手帳」の配信などにより、市町村における家庭教育（子育て）に関する多様な学習・交流機会の拡充を支援する。加えて、市町村に対して、地域における家庭教育（子育て）支援のネットワークの拡大・充実を図るため、NPO・サークル、企業等との連携・協働による支援体制づくりに関わる効果的な事例の情報提供を行う。

### ③子育て支援と相談体制の充実

保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして幼稚園・保育所においては、園庭開放や子育て相談の実施など、日常的な子育て相談や支援の取組みを推進するとともに、保護者どうしの交流や、子どもと大人との交流活動を充実する必要がある。

相談体制については、今後も府、市町村、設置者、関係団体がそれぞれの役割を確認しつつ、連携・協力しながら、取り組んでいく必要がある。

府としては、私立幼稚園におけるキンダーカウンセラーの配置や私立の保育所における、「育児相談員」の配置を支援し子育てに関する相談体制の充実に努めるとともに、地域の関係機関への連携強化を図っていく。

また保育士については、地域の子育て家庭への相談活動に加えて、その活動内容を高齢者や障がい者などに関するものにまで広げ、子育て支援の充実や、児童・地域福祉の一層の向上のため「地域貢献支援員（愛称：スマイルスター）」として府が認定しその活動を促進することにより、地域に対する相談体制の充実に努める。

## 推進にあたって

児童期、青年期の健やかな成長と発達を実現するための基盤として、幼児教育は重要であり、幼稚園・保育所をはじめ、家庭や地域の教育力を充実していくための取組みを推進することが求められている。

とりわけ、幼児教育の主たる担い手である市町村には、域内の幼児教育の振興を一層推進することが求められており、そのため、公私立連絡協議会や関係部局及び有識者を含む幼児教育の関係者からなる審議会などの協議機関を設置し、国の幼児教育に係るプログラムや本指針に基づき、市町村の幼児教育のプログラム等の策定や見直しを行うなど地域の実情に応じた幼児教育推進のための具体的な取組みを行うことが重要である。

府としては、このような市町村の取組みをさらに推進し、幼児教育の充実に努めるとともに、本指針についても幼児教育に関する状況を踏まえ、隨時見直しを行う。

## 用語解説

### 1. 幼稚園教育要領

文部科学省が示す幼稚園の教育課程の基準。平成20年3月に幼稚園教育要領が改訂され、平成21年度から実施されている。今回の改訂は、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新たに、幼児期の教育が規定されたことなどを踏まえ、生きる力の基礎を育成すること、豊かな心と健やかな体を育成することを基本的なねらいとして定められている。

### 2. 保育所保育指針

保育所における保育内容や運営等について定めたもの。平成21年度に8年ぶりに改定施行され、これに伴い、ガイドラインから厚生労働大臣が定める告示となり、最低基準として位置づけられた。

改定の内容として、保育所の役割、社会的責任の明確化、保育の内容、養護と教育の充実（養護と教育の視点を踏まえた保育、健康・安全及び食育の重要性等）、小学校との連携（市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料の送付）、保護者に対する支援が盛り込まれた。

### 3. 教育コミュニティづくり

教育や子育てに関する課題を学校、家庭、地域の団体・グループ等が共有し、課題解決に向けた協働の取組みを通じて、新たな人のつながりをつくり出すもの。府教育委員会では、学校を核として、地域社会が一体となって子どもを育てる「教育コミュニティ」づくりを推進。

### 4. 園庭開放

幼稚園や保育所における、子育て支援活動の一環として保護者と子どもを対象に、園庭を開放し、子どもの遊び場、保護者どうしの交流の場とするもの。

### 5. 地産地消の取組み

地産地消とは、地元でとれた農産物（「地産」）を、その地域で消費する（「地消」）ことをいう。作る人の顔が見え、新鮮で安全な農林水産物を消費者に届けることができるほか、農のある地域環境の保全意識を高めることができることから、全国的にも「地産地消運動」が広がりつつある。

## 6. 個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、中・長期的な観点で乳幼児期から学校卒業後までを見据えて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

## 7. 個別の指導計画

障がいのある子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、幼稚園、学校等における教育課程や指導計画、障がいのある子ども一人一人の個別の教育支援計画等をふまえて、学期ごと又は年間の具体的な指導目標や内容・方法等を盛り込んだ計画。

## 8. 専門家による巡回相談

教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等の専門家が、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導・助言（障がいのある幼児児童生徒についての個別の教育支援計画及び個別の指導計画に関する助言を含む。）を行うもの。

## 9. 特別支援教育支援員の配置

特別支援教育支援員とは、障がいのある幼児児童生徒に対する幼稚園・学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う職員をいう。特別支援教育支援員の配置については、国において、平成19年度から地方交付税による財政措置がなされており、平成21年度からは障がいのある幼児への支援体制の構築のため、公立小・中学校に加え公立幼稚園まで財政措置が拡充されている。

## 10. カリキュラムNAV-i プラザ（愛称：カリナビ）

教員の自主的・主体的研修の奨励・支援などを目的とし、授業力アップ等のための相談、授業実践等の教材化・普及などの支援体制を整備するとともに、教職をめざす学生に対する相談・支援等を行う。平成19年4月に大阪府教育センターに開設。

## 11. カリナビ・ブランチ

大阪府教育センターカリキュラムNAV-i プラザの分所として平成20年10月に設置。市町村教育委員会と連携して、学校づくり、授業づくり等に関する相談・支援体制の充実を図るため、豊能、北河内、中河内、泉南の各府民センター内に設置。

## 12. 学校評価

幼稚園における学校評価については、平成19年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

【自己評価】・・・各学校の教職員が行う評価

【学校関係者評価】・・・保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

【第三者評価】・・・学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価。教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すもの

## 13. 幼稚園児指導要録

児童の学籍並びに指導の過程とその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの。

## 14. 保育所児童保育要録

平成21年度に改定施行された保育所保育指針において、保育所と小学校との連携を図るためのひとつ的方法として示された保育所から就学前の小学校に送付される子どもの育ちに関する資料であり、平成22年4月就学時から使用される。

## 15. 認定こども園制度

幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず教育・保育を一体的に受けられる制度。また、子どもを育てているすべての家庭が子育て支援などの支援を受けられる。

## 16. 預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動）

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園や当該幼稚園の園児のうち、希望者を対象に行う教育活動。

平成21年に施行された幼稚園教育要領において、幼稚園における教育活動として適切な活動となるよう、その活動の内容や意義が明確化された。

## 17. 親学習

子育て中の保護者を対象とした「保護者が自らの役割に気付き、それを果たすための学習」や、将来親となる小・中学生や高校生を対象とした「親となるための準備としての学習」等をいう。

#### 18. 学校支援地域本部

地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制を構築する。地域の教育力向上などを図る取組みとして、平成 20 年度から実施。

#### 19. 家庭教育手帳

乳幼児期から中学生の子どもを持つ保護者に向けて文部科学省が作成しているもので、家庭での教育やしつけに関して、それぞれの家庭で考えるべきことをまとめたもの。平成 20 年度版までは冊子として配布していたが、平成 21 年度版はインターネットにより提供。

#### 20. キンダーカウンセラー事業

私立幼稚園において、臨床心理士など臨床心理に関する知識・技術を有するカウンセラーが、地域の方々から子育てなど様々な相談を受け、アドバイスを行なう事業。大阪府では、私立幼稚園と家庭・地域との連携事業として、平成 15 年度から全国に先駆けてキンダーカウンセラー事業を実施する私立幼稚園を支援している。

#### 21. 育児相談員

平成 10 年度に創設された大阪府「育児相談員」制度により認定証を交付された者で、地域の子育て家庭等に対し育児相談等を行うことにより子育て支援を行う。認定証交付の要件としては、保育所勤務経験が 5 年以上の者で一定の研修をすべて修了した者。

#### 22. 地域貢献支援員（愛称：スマイルソーター）

平成 21 年度に新設された「地域貢献支援員（愛称：スマイルソーター）」制度により府知事から認定証を交付された者で、地域の子育て家庭への相談活動に加えてその活動内容を高齢者や障がい者等に関するものにまで広げ、子育て支援の充実や地域の関係機関との連携強化を図る。認定証交付の要件としては、「育児相談員」のうち、一定の研修を修了した者。

# 幼児教育推進指針の概要

## 【基本理念】

児童期、青年期の健やかな成長・発達を実現するための基盤として  
「他者への基本的信頼感」「自律性」「自発性」を培う

幼稚園・保育所等の  
教育機能の充実

## 【基本方向】

家庭・地域における  
教育力の向上

## 【推進のための具体的方策】

### (1) 幼稚園・保育所等の教育機能の充実

#### ①教育・保育内容の充実

- ア) 教育・保育課程の編成
- イ) 教育・保育内容の取り扱いに係る留意事項
  - 「体力向上の基礎を培う取組み」
  - 「食に関する活動」
  - 「協同する経験を重ねる取組み」
  - 「規範意識を育てる活動」
  - 「思考力を育てる活動」
  - 「言葉による伝え合いを大切にする取組み」
- ウ) 健康・安全への取組みと危機管理体制の整備
- エ) 障がいのある幼児に対するきめ細かな対応の推進
- オ) 教員・保育士の資質向上のための研修・研究の充実
- カ) 自己評価等と情報提供の推進

### (2) 家庭・地域における教育力の向上

#### ①教育コミュニティづくりの主体的な推進

- ・教育コミュニティへの幼稚園・保育所の参画を促進
- ・地域の子どもを地域で育てる取組みの推進
- ・地域が学校を支援する取組みを進めるため、学校支援地域本部の設置を促進

#### ②保護者の学習機会の充実

- ・幼稚園・保育所が行う各種講座や相談事業等の充実
- ・市町村における家庭教育(子育て)に関する多様な学習・交流機会の拡充
- ・地域における家庭教育(子育て)支援のネットワークの拡充

#### ②発達や学びの連続性を踏まえた 幼児教育の充実

- ア) 幼稚園・保育所・小学校の連携
- イ) 認定こども園制度の普及・促進
- ウ) 幼稚園における預かり保育の充実

#### ③子育て支援と相談体制の充実

- ・園庭開放や子育て相談の実施など、日常的な子育て相談や支援の取組みの推進
- ・保護者どうしの交流や、子どもと大人との交流活動の充実

## 【推進にあたって】

- 幼児教育の主たる担い手である市町村での、地域の実情に応じた取組みの推進
- ・公私立連絡協議会や審議会などの協議機関の設置
  - ・市町村の幼児教育のプログラム等の策定や見直し 等